

様式第2号

視察研修先	神奈川県寒川町議会	氏名	太田 芳彦
視察研修項目	オープントーク Café について		
<p>感想・所見など <寒川町の概要> 明治22年に11ヶ村が合併して寒川村となり、昭和15年に町制を施行して寒川町となった。昭和30年代半ばからの高度成長期に伴い、相模川沿岸を中心に工場が相次いで進出し、併せて宅地開発が急速に進行したことから人口が急増し始め、平成17年には48,000人を超え、それ以降は概ね横ばいに推移している。</p> <p>このような都市化の進展により、専業農家は大幅に減少したが、農業技術の向上により都市型農業が盛んになり、施設園芸や花卉栽培などが行われるとともに、地産地消が進められている。</p> <p>平成10年に行われた神奈川県国体に合わせ、寒川総合体育館とさむかわ中央公園が完成し、平成18年には、寒川総合図書館・寒川文書館が開館し、多くの方々に利用されている。また、交通網に関しても、町内倉見地区への東海道新幹線新駅誘致について、県を挙げて取り組んでいる。道路についても、さがみ縦貫道が整備され、交通結節点の利便性を生かした新たな拠点づくりの形成に向け、周辺のまちづくり整備を進めている。</p> <p><オープントーク Café について> ○「住民に、より開かれた議会」をめざすため、平成19年に任意に組織した「議会改革推進委員会」を立ち上げた。 ◎議会改革推進委員会（これまでの主な取り組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第1期（平成19年～20年度） <ul style="list-style-type: none"> ・議員定数の見直し（21人→18人）・一般質問「一問一答式」に変更・本会議のインターネット中継開始・政務活動費の見直し（広報費・広聴費や電話代・ガソリン代を除外） ●第2期（平成21年～22年度） <ul style="list-style-type: none"> ・通年議会に向けた検討を開始・議場への国旗、町旗の掲揚 ●第3期（平成23年～24年度） <ul style="list-style-type: none"> ・通年議会の導入・議会報告会の開催・アンケートの実施・「議会だより」のレイアウト変更 ●第4期（平成25年～26年度） <ul style="list-style-type: none"> ・議会改革推進委員会に3つの検討部会（議会あり方検討部会、審議活性化検討部会、開かれた議会検討部会）を設置・タブレット端末の導入検討・議会報告会の開催 ●第5期（平成27年～28年度） <ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末の導入・ケーブルテレビでの番組放映（予算・決算特別委員会）・採決方法の追加（ボタン採決） ●第6期（平成29年～30年度） <ul style="list-style-type: none"> ・委員会のインターネット中継開始・請願、陳情における意見陳述の導入・議員定数、議員報酬等の比較調査の実施、公表・議会番組制作・放映（近隣大学生との意見交換）・議員研修会開催・ワールドカフェ方式による町民との意見交換会（オープントークカフェ）開催 <p>◎オープントーク Café 開催の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ●従来の議会報告会（対面式） <ul style="list-style-type: none"> ・議会への苦情、質問、詰問、突き上げの場・陳情、要望型の意見の場・個人的な意見や持論を長々と展開する場※参加した町民は「面白くない」「不満」「もう 			

いいや」等・・・主催した議会は、後味が悪い・・・

⇒岩手県久慈市議会「かだつて会議」を参考に、佐藤淳氏（青森中央学院大学准教授）を講師に招き研修

⇒その後、議員間で2回リハーサル

●ワールドカフェとは

・席替えをする「井戸端会議」・本物のカフェのようなリラックスした雰囲気の中で、問いに集中した会話を行う。・メンバーの組み合わせを変えながら、4～5人単位の小グループで話し合いを続けることにより、あたたかも参加者全員で話し合っているような効果が得られる・参加者のアイデアがつながりあって、新しいアイデアや気づき生まれる

●ワールドカフェが取り組みやすく有効な理由

・参加者の負担感が少ない・主催者にファシリテーションのスキルがそれほど必要ない・発言の記録が模造紙に残る・たくさんの人と話が出来て、楽しくなる※ワールドカフェは「発散」が目的。合意形成が目的ではない。

◎運営方法

●所管：議会改革推進委員会（外部改革検討部会）

●当日の出席議員及び役割分担

・全議員が出席・司会1名（議員）、司会以外の議員は各テーブルに議員2名程度に分かれる。

●周知および申し込み

・町広報、議会だより、ホームページ、町内掲示板、コンビニ等にポスターを掲示（掲示板とコンビニ掲示は議員が実施）・各議員に10枚程度ビラを渡し、個々に配布してもらう。・対象を限定しないため、事前申し込みはせず※保育及び手話が必要な場合のみ、事前申し込み制

◎進行時の注意事項

●カフェエチケット（ルール）

・問いに意識を集中する・否定せず話を聴く・断定しない・沈黙を歓迎する・あっ！という気づきを大切に・落書きやメモをする・1人がしゃべりすぎない※ルールは、途中にも何度も説明する※腕組み、ふんぞり返りは禁止※話題の脱線や、相手を論破する状況になった時は、そのテーブルの議員が軌道修正する。

本市の、議会報告会も、2巡目が終わろうとしておりますが、参加者も減っており、このままでは報告会の開催が果たして射ているのか、議員皆さんが心配している事案だろうと理解しています。寒川町さんからご教授頂いた「オープントークCafé」これを本市に導入できないか提案していきたく思います。

様式第2号

視察研修先	神奈川県寒川町議会	氏名	太田 芳彦
視察研修項目	協働のまちづくりについて		

<感想・所見など>

◎寒川町地域担当職員制度実施要綱

(目的)

●第1条：この要綱は、町民と町が自治の担い手としてそれぞれの責任を果たしながら連携して協働のまちづくりを進めるため地域担当職員を配置し、もって住みよい地域づくりに資することを目的とする。

(地域担当職員)

●第2条：①町長は、管理職手当を受けるべき職を占める職員のうちから、地域担当職員を任命し、次項に定める地区に配置するものとする。※配置する人数は地区によって違ってくる。

②地域担当職員として配置する地域の配置期間は1年とする、ただし、再配置は妨げない。

(地域担当職員の職務)

●第3条：地域担当職員は、次の職務を行うものとする。①(1)担当地域の会議等に出席し、地域の実情、課題及び要望を把握すること。(2)担当地域に必要な行政情報を提供すること。(3)担当地域の活動に関する庁内関係部課との連絡調整を行うこと。(4)その他この制度の目的を達成するために必要な事項。②地域担当職員は、住民等の個人的な要望又は苦情の処理その他地域担当職員の職務としてふさわしくない行為を行ってはならない。

(連絡会議の設置)

●第4条：①地域担当職員相互の調整を図るため、地域担当職員連絡協議会を設置する。②連絡会議は、副町長及び地域担当職員のうち部長の職にある職員をもって構成する。③会議は副町長が招集し、その議長となる。④副町長は、必要があると認めるときは、連絡会議の構成以外のものを出席させることができる。

(報告)

●第5条：地域担当職員がその職務を行った場合は、地域担当職員活動報告者により町長に報告しなければならない。

(庶務)

●第6条：地域担当職員に関する庶務は、協働文化推進課において処理する。

(委任)

●第7条：この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

1. 寒川町みんなの協働事業提案制度について

寒川町自治基本条例に掲げる自治の基本理念に基づき、地域課題等の解決に向けて、町民と町が協力し、役割分担して行う事業を実施する新たな町民や団体の発掘及び育成を目的とする提案制度です。協働事業の支援の種類は、①協働事業スタート、協働の取り組みを軌道に乗せる支援 ②協働事業ステップアップ(発展)支援 協働の取り組みを持続的に発展させる支援の2種類です。寒川町町民ボランティア団体等登録制度による登録をしている団体で、町内で実施される公益的なもの、地域の身近な課題について、町民と町が協働して実施することにより、その解決を目指す事業であることが条件で、実施期間は、原則として単年

度ですが、2年度を限度に継続して実施することができます。提案団体の会員に対する賃金、報酬、謝礼、記念品等又は食糧費、直接事業に必要と認める経費で、補助金上限額 1 事業あたり、協働事業スタート(入門)支援 50,000 円、協働事業ステップアップ(発展)支援 500,000 円となっています。

2. 寒川町協働事業 PR チラシについて

寒川町まちづくり推進会議では、協働のまちづくりを進めるための検討を行い、協働 PR チラシ(A3 版)を作成し、具体例を漫画で説明したり、表を加えたりしたほか、親しみやすい言葉での説明、開き観音折りにして見やすいようにするなどの工夫を行いました。広報と共に全戸配布し、町民の方々に「協働」について考え、行動していただくきっかけになったということです。

3. 協働マニュアルについて

寒川町まちづくり推進会議において、「協働マニュアル」と「協働マニュアル(概要版)」を作成しました。これまで地域で積極的に活動されたきた方だけに限らず、これから参加してみようかなと考えている方にも読んでいただくことで、まちづくりへの参加の第一歩となり、さらには協働のまちづくりの推進につながっていくことを目的にしています。

※寒川町地域担当職員制度実施要項に則り、以上のような活発な事業を展開していた。

ただ、お話を聴いていますと、事業展開には大変苦勞をしている様子が伺えた。条例で縛りを設けているようだが、逆に足かせにならないのか考えさせられた。

様式第 2 号

視察研修先	農林水産省	氏名	太田 芳彦
視察研修項目	地域農業について		
<p><感想・所見など></p> <p>2月7日、参議院議員会館B103会議室において、10時30分から11名の農林水産省の事務方に出席をいただき農業関係について研修をさせていただきました。</p> <p>●日米貿易協定における農林水産物の生産額への影響について</p> <p>(1) 試算対象品目</p> <p>関税率10%以上かつ国内生産額10億円以上の品目である19品目の農産物、14品目の農林水産物とした。農産物(19品目):米、小麦、大麦、砂糖、でん粉、牛肉、豚肉、牛乳乳製品、小豆、いんげん、落花生、こんにゃくいも、茶、加工用トマト、かんきつ類、りんご、パイナップル、鶏肉、鶏卵。農林水産物(14品目):合板等、あじ、さば、いわし、ほたてがい、たら、いか、干しするめ、かつお、まぐろ類、さけ、ます類、こんぶ類、のり類、うなぎ、わかめ、ひじき。</p> <p>(2) 試算対象国:米国</p> <p>(3) 生産額への影響の算出方法</p> <p>日米防衛協定の合意内容や「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく政策対応を考慮して算出。具体的には、個別品目ごとに、国産品及び輸入品の価格を出発点として、原則として以下の①、②、③の前提により合意内容の最終年における生産額への影響を算出し、これを積み上げ、農林水産物の生産額への影響を試算した。①内外価格差、品質格差等の観点から、品目ごとに輸入品と競合する部分と競合しない部分に二分。②価格については、原則として競合する部分は関税削減相当分の価格が低下し、競合しない部分は競合する部分の価格低下率(関税削減相当分÷国産品価格)の1/2の割合で価格が低下すると見込む。③生産量については、国内対策の効果を考慮。※個別品目の事情により、上記①～③と異なる場合がある。価格について、品目によっては、国内対策により品質向上や高付加価値等を進める効果を勘案し、以下で見込む価格を上限値とし、上記②で見込む価格を下限值とする。ア.競合する部分は、関税削減相当分の1/2の価格低下イ.競合しない部分は、アの競合する部分の価格低下率の1/2の価格低下</p> <p>●試算の結果</p> <p>関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、体質強化対策による生産コストの低減・品質向上や経営安定対策などの国内対策により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込む。</p> <p>農林水産物の生産減少額:約600~1,100億円。</p> <p>以上の報告がされたが、机上の話で、質問はと聞かれても、どの角度から質問すればいいのか分からず苦勞した研修でした。</p>			

様式第2号

視察研修先	厚生労働省	氏名	太田 芳彦
視察研修項目	地域医療について		

<感想・所見など>

◎2040年の医療提供体制を見据えた3つの改革～三位一体の取組～

I. 医療施設の最適配置の実現と連携（地域医療構想の実現：2025年まで）

- ①全ての公立・公的医療機関等における具体的対応方針の合意形成
- ②具体的対応方針の検証と地域医療構想の実現に向けた更なる取組

II. 医師・医療従事者の働き方改革（医師の時間外労働に対する上限規制：2024年～）

- ①医療機関における労働時間管理の適正化とマネジメント改革
- ②上手な医療のかかり方に向けた普及・啓発と患者・家族への支援

III. 実効性のある医師偏在対策（偏在是正の目標年：2036年）

- ①地域及び診療科の医師偏在対策
- ②総合診療専門医の確保等のプライマリ・ケアへの対応

IV. 公立病院・公的医療機関等の具体的対応方針の集計結果

- ①高度急性期・急性期病床の削減は数%に留まり、「急性期」からの転換が進んでいない。
- ②トータルの病床数は横ばい。
- ③2015年度病床数と2025年の病床の必要量を比較すると、「高度急性期+急性期+回復期」の全国の病床数合計は、89.6万床→90.7万床と増加する。
- ④公立病院・公的医療機関等病床のうち、93%は、高度急性期・急性期・回復期であり、具体的対応方針における2025年のトータルの病床見込みの評価は慎重に行う必要がある。

V. 2018年度までに合意にいたらなかった主な理由（都道府県へのヒアリング結果）

- ①医療機関から示された具体的対応方針が、当該医療機関でなければ担えないものに重点化されているといえないことから、再検討することとなった。
- ②複数病院の一部機能を、集約する方向で検討しているが、病床削減について、地域の医療提供体制に大きな影響が生じないよう慎重に議論しているため時間を要している。
- ③再編統合等について、関係者間で意見が割れており、今後、医師確保などを含めた医療提供体制の在り方を示さないと議論が進まないため、その在り方の検討に時間を要している。
- ④再編統合に動こうとしていたが、地元住民の反対により再編統合について再検討することとなった。
- ⑤再編統合後の候補地について、関係自治体間で賛否が割れており、議論が進まない。

病院再編については、まだまだ議論の余地があり、簡単に結論は出せないのではないかと感じてきました。厚労省の若い事務方が2名で説明してくれましたがお忙しい中対応していただきありがとうございました。